

## 議案第16号

### 高根沢町使用料及び手数料条例の一部改正について

高根沢町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

## 高根沢町使用料及び手数料条例の一部改正の概要について

### 1 改正理由

戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部が改正され、令和6年3月1日から施行となることから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

### 2 改正内容

別表第2について、次のとおり改めます。

- (1) 戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新たに追加し、それぞれ次の金額と定めます。
  - ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 400円 **【(2)の2の項】**
  - ・除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 700円 **【(4)の2の項】**
- (2) 戸籍法の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書交付手数料に、届書等の書類を画像情報として作成したもの（届書等情報の内容の証明書）の交付を加えます。 **【(5)の項】**
- (3) 戸籍法の規定に基づく届書その他受理した書類を閲覧に供する事務手数料に、届書等の書類を画像情報として作成したもの（届書等情報の内容を表示したもの）の閲覧に供する事務を加えます。 **【(6)の項】**
- (4) その他文言を整理します。 **【(1)及び(3)の項】**

### 3 施行日

令和6（2024）年3月1日

高根沢町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高根沢町使用料及び手数料条例（平成12年高根沢町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
種類	単位	金額	備考	種類	単位	金額	備考
(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「 <u>戸籍証明書</u> 」という。）の交付手数料	1通につき	450円		(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき	450円	
(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	350円		(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	350円	
(2)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円					

<p>を使用する方法 （総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 （当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）に係る手数料</p>									
<p>(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>			<p>(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>		

<p>された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「<u>除籍証明書</u>」という。）の交付手数料</p>				<p>された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>			
<p>(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき</p>	<p>450円</p>		<p>(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき</p>	<p>450円</p>	
<p>(4) の 2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 （当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。） における当該発</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき</p>	<p>700円</p>					

<p>行及び除籍電子 証明書提供用識 別符号の発行に 係る除籍電子証 明書の請求を行 う者が同時に当 該除籍電子証明 書が証明する事 項と同一の事項 を証明する除か れた戸籍の謄本 若しくは抄本又 は除籍証明書の 請求を行う場合 における当該発 行を除く。)に 係る手数料</p>						
<p>(5) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の</p>	<p>1通につき</p> <p>350円</p> <p>(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令の定める様式による上質紙を用いる場合にあって</p>			<p>(5) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき</p> <p>350円</p> <p>(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令の定める様式による上質紙を用いる場合にあって</p>	

<u>内容の証明書の交付に係る手数料</u>		ては、 1 通につき 1,400 円)			ては、 1 通につき 1,400 円)		
(6) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に係る手数料	1 件につき	350円		(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料	書類 1 件につき	350円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。